

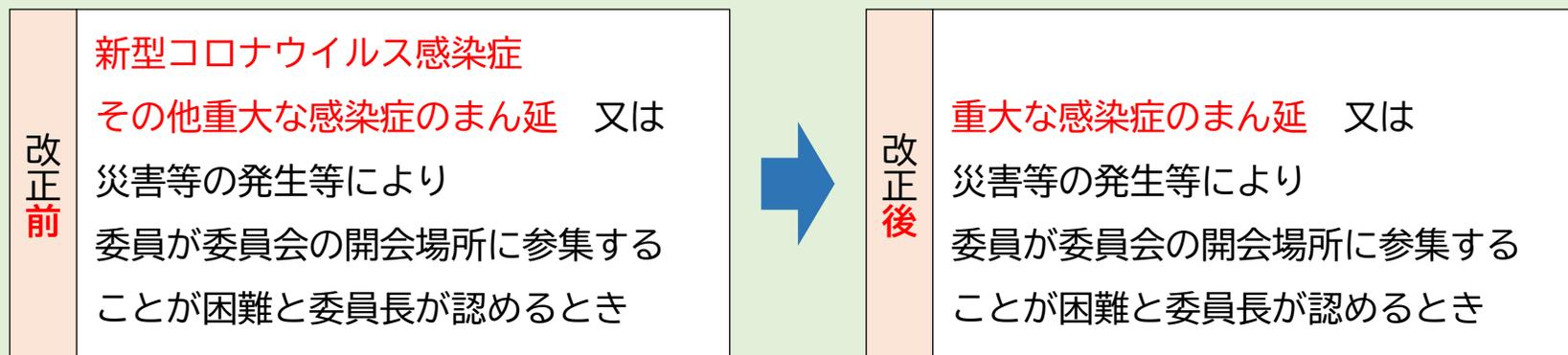
議員提出議案第7号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1. 改正目的

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から季節性インフルエンザと同じ5類に移行されたことに伴い、委員会条例における表現を整理するもの。

2. 改正内容

オンラインによる方法を活用した委員会の開会条件を次のとおり変更する。



※なお、オンライン委員会運営要綱において、「重大な感染症」とは、感染症法の対象となる感染症としているため、**新型コロナウイルス感染症も引き続きオンライン委員会の対象となる。**

3. 施行期日：公布の日

